

1. 改正の概要

・給与収入が一定額を超える場合の給与所得控除額については、下記のとおり上限が設けられます。

- ① 給与収入額が1,200万円を超える場合 : 給与所得控除額230万円
- ② 給与収入額が1,000万円を超える場合 : 給与所得控除額220万円

○ ①については、平成28年分の所得税及び平成29年度分の住民税について、②については、平成29年分以降の所得税及び平成30年度分以降の住民税から適用されます。

2. 実務上の留意点

・年収1,500万円の会社員（夫婦、子1人）の場合には、改正前と比較して、平成28年では約7万円、平成29年では、約11万円の増税となる見込みです。

(単位:千円)

①給与収入	②改正前			③平成28年分			④平成29年分		
	給与所得控除額	給与所得	所得税等住民税	給与所得控除額	給与所得	所得税等住民税	給与所得控除額	給与所得	所得税等住民税
3,000	1,080	1,920	76	1,080	1,920	76	1,080	1,920	76
5,000	1,540	3,460	268	1,540	3,460	268	1,540	3,460	268
10,000	2,200	7,800	1,264	2,200	7,800	1,264	2,200	7,800	1,264
12,000	2,300	9,700	1,823	2,300	9,700	1,823	2,200	9,800	1,857
15,000	2,450	12,550	2,843	2,300	12,700	2,908	2,200	12,800	2,952
30,000	2,450	27,550	9,900	2,300	27,700	9,977	2,200	27,800	10,027
50,000	2,450	47,550	20,068	2,300	47,700	20,145	2,200	47,800	20,195
100,000	2,450	97,550	45,488	2,300	97,700	45,565	2,200	97,800	45,615

(計算の前提)

- ①給与所得以外の所得はなし。
- ②配偶者(所得なし)と扶養親族1名(16歳、所得なし)。
- ③社会保険料は、東京都のケースで、健康保険料率4.985%、厚生年金保険料率8.560%で概算。
- ④税率は平成25年12月12日現在施行されているものとし、復興特別所得税を含む。
- ⑤住民税均等割を5,000円として計算。
- ⑥表中の住民税は、次年度分を計上。

1. 改正の概要

- ・譲渡損失の他の所得との損益通算および雑損控除を適用することができない「生活に通常必要でない資産」の範囲に、「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産」が追加されます。
- ・具体例としては、ゴルフ会員権、リゾート会員権などが該当します。

損失の内容		改正前	改正案
ゴルフ会員権、 リゾート会員権など(※)	売却により生じた損失	<他の所得との損益通算> 可能	<他の所得との損益通算> 不可
	災害、盗難、横領 により生じた損失	<雑損控除の適用> 可能	<雑損控除の適用> 不可

(※) ゴルフ会員権取引業を行う者が所有する販売用のゴルフ会員権などを除く。

○平成26年4月1日以後に行う資産の譲渡等について適用される。

2. 実務上の留意点

- ・ゴルフ会員権等の売却により生じた損失について、事業所得や給与所得など他の所得と損益通算することができなくなる。
- ・含み損を抱えているゴルフ会員権などを保有している場合は、平成26年3月31日までに、会員権相場や損益通算による税効果を踏まえ、売却するかどうか検討が必要である。

3. 今後の注目点

- ・「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産」の詳細な内容は、法案や政令等での確認が必要である。

1. 改正の概要

- ・債務処理計画等により、債務免除を受けた場合で一定の準則に基づき、減価償却資産等の評価を行っているときは、それらの資産の評価損に相当する金額が必要経費に算入できます。

【具体例】 債務処理計画により債務免除を受け、資産の評価を行った場合

帳簿価額: 5,000万円
評価価額: 1,000万円



帳簿価額と評価価額との差額の
4,000万円が必要経費に算入できます。

※この特例を適用しないで計算した年分の不動産所得、事業所得又は山林所得の金額が限度額となります。

2. 実務上の留意点

- ・債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき、減価償却資産及び繰延資産等の評価を行った場合に適用を受けることができる。

3. 今後の注目点

- ・今回の適用対象資産と企業再生税制(法人)における評価損益計上資産の範囲が相違するか否か明らかになっていない。
- ・適用開始時期は現在、明らかになっていない。

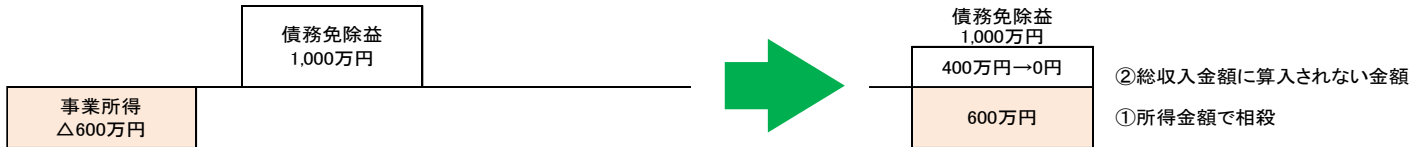
1. 改正の概要

・個人が破産法等により債務免除を受けた経済的利益の額については、各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入されません。ただし、その経済的利益の額のうち、次に掲げる金額に相当する部分については、総収入金額に算入します。

- ①免除を受けた年において、経済的な利益の額がないものとしてその債務を生じた業務に係る各種所得の金額を計算した場合に、その各種所得の金額の計算上生じる損失の金額
- ②免除を受けた年において、経済的な利益の額をその債務が生じた業務に係る各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入して計算した場合に、その生じる各種所得の金額から純損失の繰越控除により控除すべきこととなる金額

【具体例】

① 破産法により債務免除益1,000万円発生（債務免除益を除いた事業所得金額△600万円）



② 破産法により債務免除益300万円発生、純損失の繰越控除額200万円、事業所得200万円



2. 実務上の留意点

・破産法の規定による免責許可の決定、再生計画認可の決定その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合に適用を受けることができる。

3. 今後の注目点

・所得税法基本通達36-17(債務免除益の特例)との関係性。 ・適用開始時期が現在、明らかになっていない。

1. 改正の概要

- ①NISA非課税口座を廃止しても、翌年以降にNISA非課税口座を再開設することが可能になります（図1）。
 ②1年単位で、NISA口座を開設する金融機関の変更が可能になります（図2）。

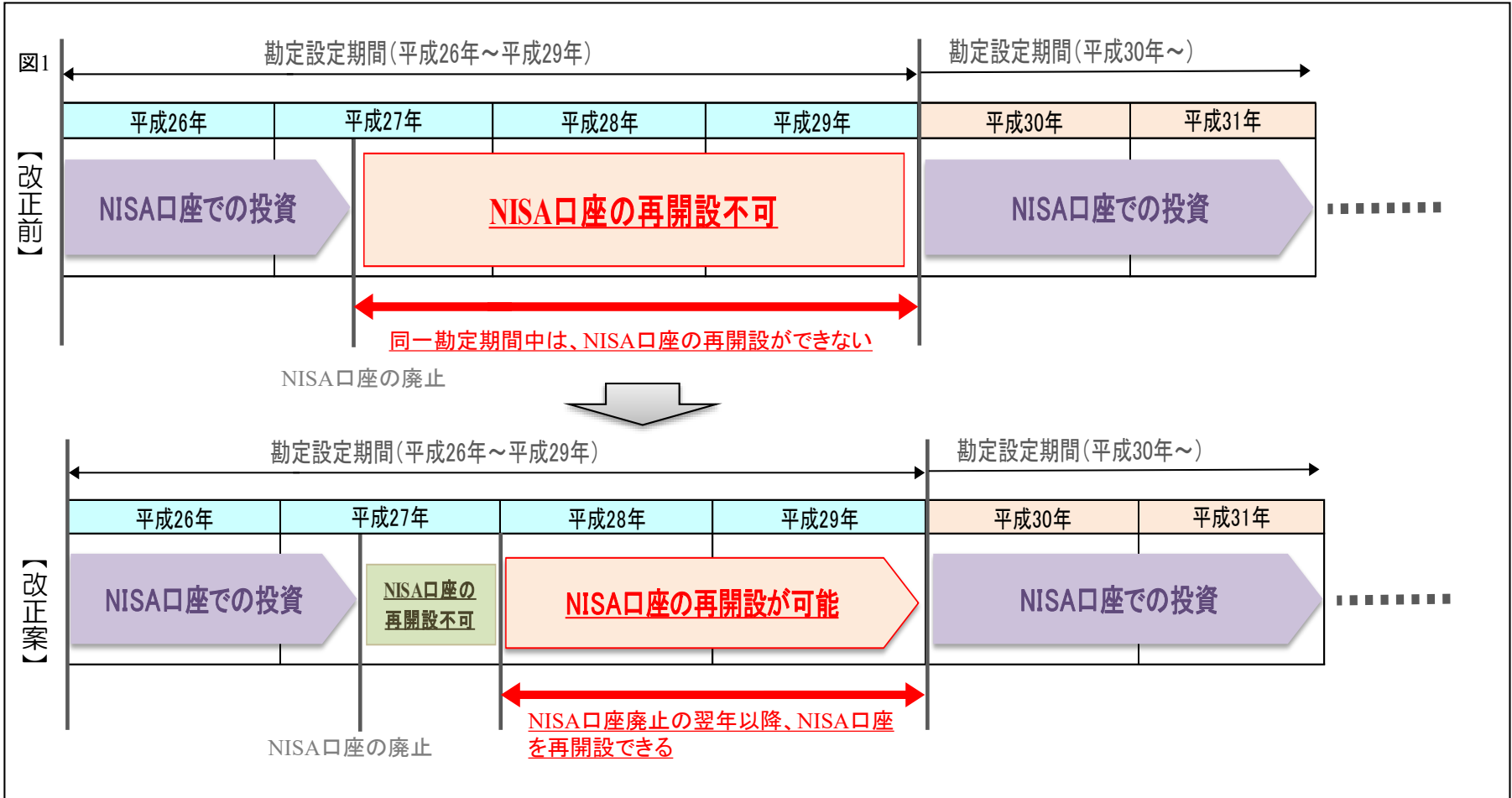
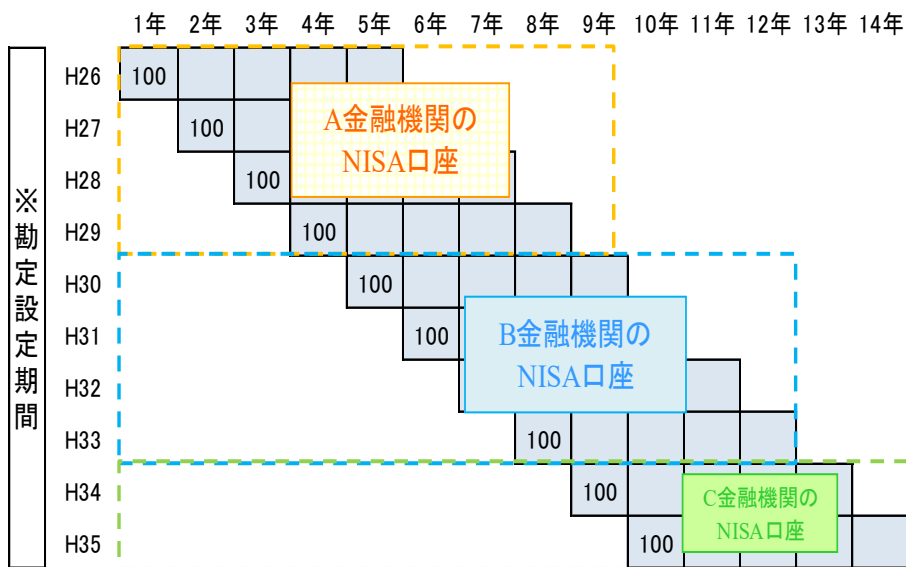


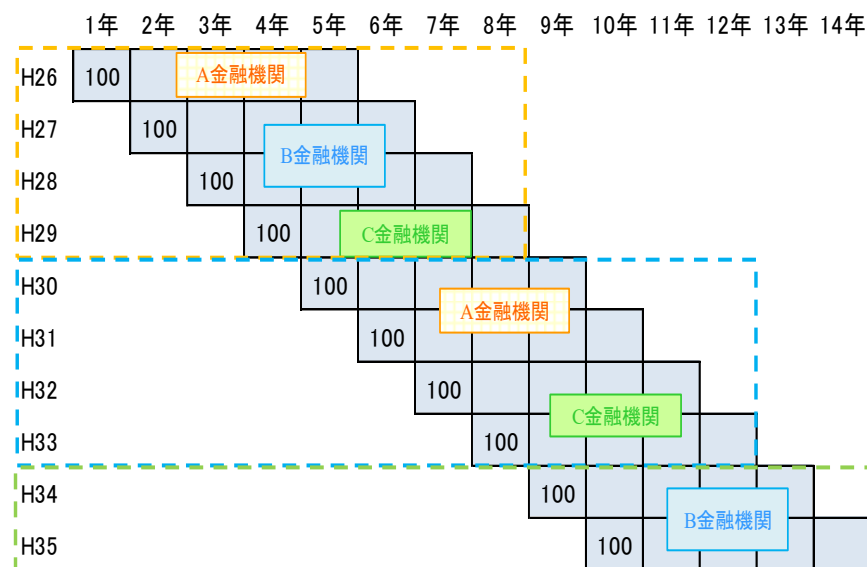
図2

【改正前】



同一勘定設定期間内は、NISA口座を開設する金融機関の変更不可

【改正案】



1年単位でNISA口座を開設する金融機関を自由に変更できる

○平成27年1月1日以後適用される。

2. 改正によるメリット

- ・NISA口座を廃止した場合でも、廃止した翌年以降にNISA口座を再開設することができるため、海外転勤等でやむを得ずNISA口座を廃止した居住者等の再度NISAを利用した投資が可能になる。
- ・勘定設定期間の枠に囚われずに1年単位でNISA口座を開設する金融機関を選べるようになるため、顧客はその年において希望した金融商品を取り扱っている金融機関へ自由に変更できる。

1. 改正の概要

・特定公社債の対象となる「平成27年12月31日以前に発行された公社債」の範囲から、同族会社が発行した社債が除外され、一般公社債に分類されることとなります。

【同族会社が発行した社債でその同族会社の株主等が支払を受けるもの】

内容	平成27年以前に支払を受けるもの	平成28年以後に支払を受けるもの			
		改正前		改正案	
		平成27年以前発行 (特定公社債)(※1)	平成28年以後発行 (一般公社債)(※2)	平成27年以前発行 (一般公社債)(※2)	平成28年以後発行 (一般公社債)(※2)
利子	源泉分離課税	申告分離課税	総合課税(※3, 4)	総合課税(※3, 4)	総合課税(※3, 4)
売却益	非課税	申告分離課税	申告分離課税	申告分離課税	申告分離課税
償還差益	総合課税	申告分離課税	総合課税(※3, 4)	総合課税(※3, 4)	総合課税(※3, 4)

(※1) 特定公社債とは以下のものを指す

- ①国債、地方債、外国国債、外国地方債
- ②公募公社債、上場公社債
- ③平成27年12月31日以前に発行された公社債⇒【改正案】同族会社が発行した社債を除外
- ④その他一定のもの

(※2) 一般公社債とは、特定公社債以外の公社債を指す

(※3) 社債を発行した同族会社の株主等でない者が支払を受けるものは、利子については源泉分離課税(所得税:15.315%、住民税5%)、償還差益については申告分離課税(所得税:15.315%、住民税5%)の対象となる

(※4) 同族会社が発行した社債であっても特定公社債に該当するものは、平成28年以後に支払を受ける場合にも、利子、売却益、償還差益のすべてが特定公社債として申告分離課税(所得税:15.315%、住民税5%)の対象となる

○平成28年1月1日以後に支払を受けるものについて適用される。

2. 実務上の留意点

- ・平成27年以前に発行した少人数私募債であっても、平成28年1月1日以後に同族会社の株主等が支払を受ける利子は総合課税の対象となる。
なお、平成27年12月31日以前に支払を受ける利子は従前どおり源泉分離課税の対象である。
- ・総合課税になることにより、所得税・住民税の負担が増える可能性がある。
- ・負担が増える場合には、他から借入れをし、社債を繰り上げ償還することなどの検討も必要。
- ・一般公社債に分類されることにより、同族会社が発行した社債の利子は、上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等との損益通算の対象でなくなる。

3. 今後の注目点

- ・同族会社の株主等の範囲に変更がないか、法令等の確認を要する。

1. 改正の概要

- 個人が公益社団・財団法人、非営利型一般社団・財団法人(以下「公益法人等」)に株式等を寄附した場合のみなし譲渡所得は、一定の要件を満たすことにより、非課税となります(措置法40条の非課税措置)。この非課税措置の承認要件に、寄附を受けた株式の保有割合要件が追加されます。
- 改正により、措置法40条の非課税措置を受ける場合には、公益法人等が寄附を受けた株式の保有割合は、当該株式の発行人における発行済株式総数の2分の1以内に制限されます。

寄附先	措置法40条の非課税措置の承認要件		措置法40条の非課税措置以外の株式保有制限
	改正前	改正後	
公益社団・財団法人	株式の保有割合制限はなし	寄附により発行済株式の総数の1/2を超えて保有することにならないこと	公益認定基準により議決権の過半数未滿の制限あり(認定法施行令第7条)
非営利型一般社団・財団法人※			制限なし

○平成26年4月1日以後に行われる株式の寄附について適用する。

※非営利型一般社団・財団法人とは、一般社団・財団法人のうち「剰余金の分配を行わない旨及び解散時の残余財産が国等に帰属する旨が定款に定められていること」「理事の親族割合が1/3以下であること」等の要件を充足した法人で、法人税法上、「公益法人等」に該当し、収益事業課税が適用される法人をいう。

2. 実務上の留意点

- 発行済株式の2分の1を超えることとなる寄附については、非課税の対象外となる。
- 公益法人の認定要件における公益社団・財団法人の株式保有割合は、議決権の過半数未滿に制限されている。したがって、改正後において措置法40条の非課税措置を受ける場合には、公益社団・財団法人が寄附を受けた株式の保有割合は、議決権の過半数未滿、かつ、発行済株式総数の2分の1以内であることが求められる。
- 非営利型一般社団・財団法人が改正後において措置法40条の非課税措置を受ける場合には、寄附を受けた株式の保有割合が発行済株式総数の2分の1以内であることが求められる。

1. 改正の概要

・相続開始後3年10ヶ月以内に相続又は遺贈により取得した資産を譲渡した場合において、譲渡所得の計算上取得費に加算する相続税相当額について、「その者が相続した全ての土地等に係る相続税相当額」から「その者が譲渡した土地等に対応する相続税相当額」に変更されます。

	譲渡した資産が 土地等 ※である場合	譲渡した資産が 土地等 ※以外の資産である場合
計算式	「譲渡所得の計算上取得費に加算する相続税額 = $A \times C/B$ A =その者の相続税額 B =その者の相続税の課税価格(債務控除前)	
改正前	C =その者の相続税の課税価格の計算の基礎とされた 全ての 土地等の価額	C =その者の相続税の課税価格の計算の基礎とされた譲渡した資産に対応する価額
改正案	C =その者の相続税の課税価格の計算の基礎とされた 譲渡した 土地等に対応する価額	改正なし

※ 借地権を含む。また、相続時精算課税適用財産、3年内加算適用財産を含む。

○ 平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈により取得した土地等を譲渡する場合について適用される。

2. 実務上の留意点

・相続税の納税財源として相続財産である土地等の譲渡代金を考えている場合、税引き後の手取り額が減少する可能性があるため注意が必要である。